

新	旧
<p>5. 目標を達成するために必要な事業 (5-2) 法第5章の特別の措置を適用して行う事業</p> <p>[事業期間] ・広域農道 平成18年度～平成<u>24</u>年度</p> <p>6. 計画期間 平成18年度～平成<u>24</u>年度</p>	<p>5. 目標を達成するために必要な事業 (5-2) 法第5章の特別の措置を適用して行う事業</p> <p>[事業期間] ・広域農道 平成18年度～平成<u>23</u>年度</p> <p>6. 計画期間 平成18年度～平成<u>23</u>年度</p>